



暮らし優先の市政と魅力あるまちづくりをめざします

くどうひろし

工藤博 活動レポート 2025. 12



活動再始動にあたり、皆さまのご理解をお願いいたします

10月5日（日）に投開票が行われた鶴岡市議会議員選挙において、私は多くの皆さまから温かいご支援と力強い応援をいただきました。

しかしながら、残念なことに結果は次点での落選となりました。

これまで「暮らしを優先する市政」と「魅力あるまちづくり」を基調に、市民の皆さまが声を上げやすい環境づくりを目指して活動していましたが、十分に思いを届けきれなかつたことがあったのではないかと真摯に受け止めています。

今後は、議会報告に限らず、政治的な課題を含め、鶴岡市や地域のさまざまな課題に、これまで同様に真剣に向き合い、市民の皆さまと共にその解決に取り組む姿勢を貫いていく所存です。

あらためて、私の活動再始動にあたり、変わらぬご理解とご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

また、今後の活動をより確かなものにするため、後援会の取り組みにもご賛同いただければ幸いです。

新市長の公約は「市民のための政策」になっているのか

●佐藤聰・新市長の公約は6項目

新市長は、6つの重点政策を公約として掲げ、選挙で当選しましたが、以下の3項目は多額の歳出が見込まれる政策と考えられます。

①こども未来創造「0～2歳児の保育料を所得制限なく無償化」「地域共創プレイパークの整備」「子どもの遊び場支援」「若者・子育て世代向けの家賃補助、引っ越し支援」など

②安全安心健康・住みよいまちづくり「バリアフリーのまちづくり」「フードバンクや子ども食堂への支援」「路線バスなど公共交通の一定額乗り放題制度の導入」「移動販売やデリバリーサービスの導入」など

③市民活躍促進「新規ビジネスへの挑戦を応援」「新たな賑わい拠点づくり」など

公約を実現するための財源として、新市長は
⑤行財政健全化（行政運営の見直しによる前年度比行政コスト10%削減、及び、ふるさと納税額の倍増）を見込んでいるようです。

●歳出10%削減はどのように行うのか

歳出の約10%、すなわち約78億円を削減するためには、相当規模の行財政改革が不可欠となります。

現在進行している事業の見直しや中断が避けられない可能性があり、その場合、新市長が掲げる各プロジェクトについても、計画どおりに

進めることは容易ではないと考えられます。

合理化や民間委託によって歳出削減を図る場合、事業規模そのものを大幅に縮小する必要が生じ、行政サービスの低下を招くおそれもあり、10%削減には限界があると言えます。

●ふるさと寄附金の増額は可能なのか

2024年度のふるさと寄附金28億円を維持するだけでも困難であり、米を中心とした返礼品の限界、新規返礼品の調達など、前市長の目標値30億円でも、達成の見通しが不透明であるとの指摘をしてきました。

このような状況下で、新市長が掲げる「ふるさと寄附金の倍増」計画について、実現可能な政策となっているのか注目です。

●新年度予算に市長公約は反映できるのか

今年9月に発行された「創生クラブ（自民党系市議会議員団）だより」では、鶴岡市の財政上の課題を指摘したうえで、行財政改革として「市職員の定員管理・人件費の抑制」や「民間委託による効率化」などを緊急提言しています。

新市長が3月議会に向けて策定する新年度予算編成方針案に、どの程度公約が反映されるのかは注目すべき点で、新議会がどのような質疑を行い、最終的に市民のための政策としてどのように具体化していくのか、今後、慎重に見守っていく必要があります。

国会で議論されている消費税についてまとめてみました

1. 消費税の現状

(1) 消費税の基本

消費税とは、商品や製品の販売、サービスの提供といった取引に対して広く公平に課税される税金であり、最終的には商品やサービスを消費する消費者が負担し、預かった税金を事業者が国へ納付する仕組みです。

また、基準となる期間の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者（課税事業者）は、消費税の申告・納付が必要です。一方、課税売上高が 1,000 万円以下の事業者（免税事業者）は、消費税の納税義務が免除されることから、申告・納付を行う必要はない。

(2) 消費税の経過と内訳

導入時期と税率	内閣	消費税（国）		地方消費税	
		うち交付税分	うち社会保障財源	うち	うち
1989.4.1 税率 3%	竹下内閣	3.00%			
1997.4.1 税率 5%	橋本内閣	4.00%	1.18%	1.00%	
2014.4.1 税率 8%	安倍内閣	6.30%	1.40%	1.70%	0.70%
2019.10.1 税率 10%	安倍内閣	7.80%	1.52%	2.20%	1.20%
// 軽減税率制度 8%	安倍内閣	6.24%	1.52%	1.76%	1.20%

(3) 交付税分と地方消費税

- 交付税分（1.52%）は、国がいったん徴収し、地方交付税（一般財源）として、財源不足の自治体を優先的に配分されます。
- 地方消費税（2.20%）は、都道府県が直接徴収し、その後、都道府県（約 1.47%相当）、市町村（約 0.73%相当）に分配されます。
- 社会保障財源は、地方自治体が負担する社会保障費にも充当され、国民健康保険への補助、介護保険における公費負担、子育て支援施策、などの用途に使用することができます。

(4) 消費税と納税の流れ

●一般、課税事業者（10%）を通した取引

取引	生産・製造業者	⇒		⇒		⇒	
		卸売業者	小売業者	消費者			
	課税売上 2,000	⇒	課税売上 3,000	⇒	課税売上 4,000	⇒	購入価格 4,400
	課税仕入 0	⇒	課税仕入 2,000	⇒	課税仕入 3,000	⇒	
	利益 2,000	⇒	利益 1,000	⇒	利益 1,000	⇒	
	売上税額 200	⇒	売上税額 300	⇒	売上税額 400	⇒	うち消費税相当
	仕入税額 0	⇒	仕入税額 200	⇒	仕入税額 300	⇒	400
	納付税額 200	⇒	納付税額 100	⇒	納付税額 100	⇒	

(5) インボイス制度の課題

●免税事業者とインボイス制度の関係

課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は「免税事業者」として、消費税の納税が免除されてきましたが、インボイス制度を利用するためには「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」になると、同時に「課税事業者」となり、消費税の納付義務が生じます。売上規模が小さい個人事業主にとっては、大幅なコスト増となる可能性があります。

●インボイス未登録業者の課題

取引先が課税事業者である場合、インボイス未登録の事業者からの仕入れでは「仕入税額控除が受けられない」というデメリットが生じるため、「登録していない事業者として契約を断られる」「新規契約の比較検討で不利になる」「取引継続のために支払額の減額を求められる」といった課題が考えられます。

●事務負担の増加

インボイス制度に対応するため、事業者には「インボイス（適格請求書）に対応した請求書の作成」「請求書のフォーマット変更」「インボイスの保存・管理の徹底」などの事務作業が増えるため、特に小規模事業者にとって大きな負担となります。

●インボイス発行による取引

	生産・製造業者	⇒	卸売業者	⇒	小売業者	⇒	消費者
取 引	課税売上 2,000	⇒	課税売上 3,000	⇒	課税売上 4,000	⇒	購入価格 4,400
	課税仕入 0	⇒	課税仕入 2,000	⇒	課税仕入 3,000	⇒	
	利益 2,000	⇒	利益 1,000	⇒	利益 1,000	⇒	
	インボイス発行有	⇒	インボイス発行有	⇒		⇒	
	売上税額 200	⇒	売上税額 300	⇒	売上税額 400	⇒	うち消費税相当
	仕入税額 0	⇒	仕入税額 200	⇒	仕入税額 300	⇒	400
消費 税	納付税額 200	⇒	納付税額 100	⇒	納付税額 100	⇒	

●未登録業者（免税業者含む）を通した取引

	生産・製造業者	⇒	未登録業者	⇒	小売業者	⇒	消費者
取 引	課税売上 2,000	⇒	課税売上 3,200	⇒	課税売上 4,200	⇒	購入価格 4,620
	課税仕入 0	⇒	課税仕入 2,200	⇒	課税仕入 3,200	⇒	
	利益 2,000	⇒	利益 1,000	⇒	利益 1,000	⇒	
	インボイス発行無	⇒	インボイス発行無	⇒		⇒	
	売上税額 200	⇒	売上税額	⇒	売上税額 420	⇒	うち消費税相当
	仕入税額 0	⇒	仕入税額	⇒	仕入税額 0	⇒	420
消費 税	納付税額 200	⇒	納付税額	⇒	納付税額 420	⇒	

(6) 食料品消費税ゼロによる課題

- 食料品の消費税をゼロにすることで、物価高に苦しむ家庭の支出を抑える効果が期待されます。しかし、「非課税」方式と「免税」方式では、考え方や対象となる取引が異なります。
- どちらの方式を採用する場合でも、「事業者側では経理処理の混乱や負担増」「国側では社会保障費の財源不足による将来世代への負担増の懸念」のような課題が生じます。

●食料品を扱う業者だけの取引

	生産・製造業者	⇒	卸売業者	⇒	スーパー	⇒	消費者
取 引	課税売上 2,000	⇒	課税売上 3,000	⇒	課税売上 4,000	⇒	購入価格 4,000
	課税仕入 0	⇒	課税仕入 2,000	⇒	課税仕入 3,000	⇒	
	利益 2,000	⇒	利益 1,000	⇒	利益 1,000	⇒	
	売上税額 0	⇒	売上税額 0	⇒	売上税額 0	⇒	
	仕入税額 0	⇒	仕入税額 0	⇒	仕入税額 0	⇒	
	納付税額 0	⇒	納付税額 0	⇒	納付税額 0	⇒	うち消費税相当 0

●食料品を扱う業者と商品を扱う業者の取引

生産・製造業者		⇒	卸売業者	⇒	レストラン	⇒	消費者
課税売上	2,000	↓	課税売上	3,000	↓	課税売上	4,000
課税仕入	0		課税仕入	2,000		課税仕入	3,000
利益	2,000		利益	1,000		利益	1,000
売上税額	0		売上税額	0		売上税額	400
仕入税額	0		仕入税額	0		仕入税額	0
納付税額	0		納付税額	0		納付税額	400
取引		消費税		うち消費税相当		400	

2. 消費税の問題

(1) 国の予算における消費税の位置づけ（2023年の消費税収は23兆円）

2025年度の一般会計予算における歳入は約115兆円と見込まれ、そのうち消費税収は約24.9兆円に上ります。これは歳入全体の約22%に相当し、国税収入において消費税は所得税・法人税と並ぶ「基幹三税」の一つとなっています。

歳出面では、社会保障関係費が約38.3兆円（約33%）を占めています。消費税収24.9兆円を全額投入しても不足しており、残りは赤字国債で補填されています。このことから、消費税収だけでは、高齢化社会に伴う社会保障費の増加に追いついていない現状があります。

(2) 増税と減税の課題

国際機関（IMF）からは、2030年頃までに消費税率を約15%、2050年までに約20%へ段階的に引き上げないと、急速に進む高齢化に伴う社会保障費の増加に対応できない可能性があると指摘されています。

一方、消費税を軽減する場合の影響も大きく「食料品消費税ゼロの場合、年間約5兆円の減収」「消費税率5%の場合、年間約15兆円の減収」との試算もあり「減税による財源確保の問題」「税収減を上回る景気押上げ効果が本当に期待できるのか」といった課題があります。

(3) 輸出免税の仕組み（2023年の還付金は8兆8千億円、輸出企業が多い税務署は赤字）

輸出取引では、内国消費税である消費税は、日本国外で消費される商品やサービスには課税されないという考え方に基づき、輸出される商品には消費税が免除されます。

具体的には「売上にかかる消費税は免税」「仕入れにかかる消費税は発生するが、仕入税額控除を受けることで還付が可能」この仕組みにより、輸出事業者は国内で仕入れた材料や商品にかかる消費税を負担せず、国際競争力を維持できるようにと還付されています。

(4) 消費税議論の根本的な課題

日本の消費税をめぐる議論の奥底には、以下のような根本的な課題が横たわっています。

- ・人口と社会構造の問題：少子高齢化の進展や人口減少に伴う社会保障費の増大
- ・税負担の公平性：世代間と所得間の負担のバランス（国民の税負担増が続いている）
- ・ガバナンスと信頼性：税制運営の透明性や国民の信頼（消費税導入の目的は・・・）
- ・経済運営との両立：景気や企業活動への影響（大企業の輸出還付は増えている）

消費税率の引き上げや引き下げといった表面的な議論だけでなく、これらの根本課題にどう対応するかを考えることが重要です。

事務所 997-0823 鶴岡市海老島町13-12 電話 080-1824-7960 FAX 0235-23-9390 発行責任者 工藤 博	工藤博連絡メール&ホームページ mail mynamehiroshi910@gmail.com HP http://hiroshi910.com
--	--

【資料】消費税の税収が赤字とされる税務署（2023年度、標準税率10%）

税務署名(所在県)	赤字額(億円)	推定される赤字の理由
豊田税務署(愛知)	5,779	トヨタ自動車の本社がある
海田税務署(広島)	1,643	マツダの本社がある
神奈川税務署(神奈川)	1,134	日産自動車の本社がある
右京税務署(京都)	767	村田製作所の本社がある
菊池税務署(熊本)	646	台湾半導体企業 TSNC がある
厚木税務署(神奈川)	605	ソニーセミコンダクタソリューションズなどがある
門真税務署(大阪)	435	パナソニックの本社などがある
今治税務署(愛媛)	412	今治造船の本社などがある
刈谷税務署(愛知)	351	デンソーの本社などがある
浪速税務署(大阪)	269	クボタの本社などがある
磐田税務署(静岡)	177	ヤマハ発動機の本社がある
西条税務署(広島)	175	オンドなど輸出企業が多い
阿南税務署(徳島)	157	日亜化学工業がある
大月税務署(山梨)	28	ファナックの本社がある

※ 国税局の発表値により、●●税理士が作成したもの（多い順上位から）

【資料】消費税の還付金が多い税務署（2023年度、標準税率10%）

税務署名(所在県)	還付金額(億円)	推定される赤字の理由
麹町税務署(東京)	12,706	丸の内に輸出大企業が密集している
芝税務署(東京)	8,765	三菱自動車、コマツなどの本社がある
豊田税務署(愛知)	6,564	トヨタ自動車の本社がある
麻布税務署(東京)	5,110	本田技研工業、富士フィルムの本社がある
日本橋税務署(東京)	3,039	花王の本社など輸出企業の本社がたくさんある
渋谷税務署(東京)	3,035	SUBARU の本社などがある
神奈川税務署(神奈川)	3,033	日産自動車の本社がある
海田税務署(広島)	1,919	マツダの本社がある
神田税務署(東京)	1,760	大鵬薬品など薬品会社の本社がある
門真税務署(大阪)	1,539	パナソニックの本社などがある
名古屋中村(愛知)	1,503	豊田通商などの本社がある
刈谷税務署(愛知)	1,419	デンソーの本社などがある
品川税務署(東京)	1,416	日本航空、日本精工などがある
京橋税務署(東京)	1,396	ブリヂストン、味の素などの本社がある
大阪東税務署(大阪)	1,324	武田薬品工業、塩野義などの本社がある

※ 国税局の発表値により、●●税理士が作成したもの（多い順上位から）